



埼玉県報

第 672 号
令和 7 年(2025 年)
11 月 25 日
火曜日

目 次

規則

- 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく県内希少野生動植物種を定める規則の一部を改正する規則（みどり自然課）

告示

- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 埼玉県議会議員補欠選挙（東第 8 区 越谷市）における選挙会の参観人員の制限（選挙管理委員会）

規則

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく県内希少野生動植物種を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十一月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第百号

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく県内希少野生動植物種を定める規則の一部を改正する規則

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく県内希少野生動植物種を定める規則（平成十二年埼玉県規則第四百十七号）の一部を次のように改正する。
本則の表を次のように改める。

科 名		種 名
第一 動物	イモリ科	アカハライモリ
	トゲウオ科	ムサシトミヨ
	フシダカバチ科	ソボツチスガリ
	第二 植物	
	デンジソウ科	デンジソウ
	ウラボシ科	アオネカズラ キレハオオクボシダ
	スイレン科	オニバス
	ウマノスズクサ科	タマノカンアオイ
	ユリ科	ミヤマスカシユリ
	ラン科	ムギラン ホテイラン コ克蘭 ムカデラン トキシウ
	カヤツリグサ科	トダスゲ
	モウセンゴケ科	ムジナモ
	ナデシコ科	イトハコベ
	サクラソウ科	サワトラノオ チチブイワザクラ

リンドウ科	サクラソウ
ゴマノハグサ科	チチブリンドウ
キク科	キタミソウ
	キバナコウリンカ

附 則

この規則は、令和七年十二月一日から施行する。

告 示

埼玉県教委告示第二十八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和七年十一月二十五日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和七年十二月二日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼 議 選 東 第 八 区 告 示 第 二 号

令和七年十一月三十日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（東第八区 越谷市）における選挙会の参観人員を二十五人に制限する。

令和七年十一月二十五日

埼玉県議会議員補欠選挙東第八区 越谷市選挙長 栗原 雅太郎